

下水道における地球温暖化防止対策検討委員会の設置について

1. 設置主旨

- 下水道事業は地方公共団体の事務事業の中でも多量の温室効果ガスを排出することから、エネルギー消費量の低減、バイオガスなどの未利用エネルギーの活用等に率先して取り組む必要があり、こうした取り組みを促進するため、平成10年度に「下水道における地球温暖化防止対策検討委員会」（委員長：花木啓祐東京大学大学院教授）を設置して審議を重ね、平成11年8月に「下水道における地球温暖化防止実行計画策定の手引き」をとりまとめた。
- しかし、現行の手引き策定から9年が経過し、その間、京都議定書が平成17年2月に発効し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」についても数度にわたり改正されるなど、地球温暖化に関する社会情勢や法制度等が大きく変化している。また、下水道分野においても、LOTUS プロジェクトをはじめとした技術開発による新技術の実用化が図られ、省エネ機器の導入や下水汚泥燃料化など地球温暖化防止のための下水道管理者の取り組みも多様化するとともに、国においても本年3月、下水道分野の追加対策を盛り込んだ新たな京都議定書目標達成計画を閣議決定した。
- この新目標達成計画の確実な達成に向けて、下水道分野における省エネルギー対策、未利用エネルギーの活用、焼却炉における燃焼の高度化により温室効果ガスの排出削減に努めるとともに、計画の最終年度である平成24年度以降も、引き続き地球温暖化防止対策を積極的に推進していく必要がある。
- 以上を踏まえ、現行の「下水道における地球温暖化防止実行計画策定の手引き」を改訂するとともに、京都議定書約束期間終了後も含めた今後の下水道分野の地球温暖化防止対策に関する取り組みの方向性を議論するため、あらためて「下水道における地球温暖化防止対策検討委員会」を設置することとした。

2. 審議事項

- 今後の下水道分野における温室効果ガス削減の取り組みについて
- 「下水道における地球温暖化防止実行計画策定の手引き」の改訂について

3. スケジュール（予定）

平成 20 年 6 月 25 日 第 1 回委員会

- 下水道における地球温暖化防止対策検討委員会の設置について
- 現行の手引き策定後の温暖化対策に関する動きについて
- 下水道分野における温室効果ガス削減の取り組み状況
- 今後の下水道分野における温室効果ガス削減の取り組みについて

平成 20 年 7~8 月 第 2 回委員会

- 今後の下水道分野における温室効果ガス削減の取り組みについて
- 「下水道における地球温暖化防止実行計画策定の手引き」の改訂の主な論点について

平成 20 年 9 月 第 3 回委員会

- 「下水道における地球温暖化防止実行計画策定の手引き」改訂素案について

平成 20 年 11 月 第 4 回委員会

- 「下水道における地球温暖化防止実行計画策定の手引き」改訂案について